

別紙 実務経験の対象となる施設・事業・職種について

以下は第36回（令和5年度）試験の相談援助業務の範囲となります。（出典：公益財団法人 社会福祉振興・試験センター ホームページ）最新の情報は、公益財団法人 社会福祉振興・試験センターのホームページ（http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s_11.html）でご確認ください。

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社席第29号）」厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知（以下、通知）により定められています。

これに示す施設、職種以外の経験は、実務経験の対象となりません（厚生労働大臣が個別に認める場合を除く）。

なお、福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が、実務経験の対象となります。

※実務経験（見込）申告書、実務経験（見込）証明書へは、以下表中の名称を記入してください。表中の名称以外のもの、又は名称を省略したものは認められませんので、ご注意ください。

1. 児童分野

【児童福祉法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
児童相談所	児童福祉司	1001
	受付相談員	1002
	相談員	1003
	電話相談員	1004
	児童心理司、心理判定員	1005
	児童指導員	1006
	保育士	1007
母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	1008
	少年指導員（少年を指導する職員）	1009
	個別対応職員	1010
児童養護施設	児童指導員	1011
	保育士	1012
	個別対応職員	1013
	家庭支援専門相談員	1014
	職業指導員	1015
	里親支援専門相談員	1016
障害児入所施設 ・児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	★児童指導員（注意2）	1017
	★保育士（注意3）	1018
	心理指導担当職員	1019
	児童発達支援管理責任者	1020
知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設（第一種、第二種）	★児童指導員（注意2）	1021
	★保育士（注意3）	1022
知的障害児通園施設	★児童指導員（注意2）	1023
	★保育士（注意3）	1024
盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	★児童指導員（注意2）	1025
	★保育士（注意3）	1026
肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設	★児童指導員（注意2）	1027
	★保育士（注意3）	1028

児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	児童指導員	1029	
	保育士	1030	
	個別対応職員	1031	
	家庭支援専門相談員	1032	
重症心身障害児施設	★児童指導員（注意2）	1033	
	★保育士（注意3）	1034	
	心理指導員（心理指導を担当する職員）	1035	
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1036	
	児童生活支援員	1037	
	個別対応職員	1038	
	家庭支援専門相談員	1039	
	職業指導員	1040	
児童家庭支援センター	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員)	1041	
障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行なう施設	★指導員（注意1）	1042
		★児童指導員（注意2）	1043
		★保育士（注意3）	1044
		児童発達支援管理責任者	1045
		★障害福祉サービス経験者（注意4）	1046
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1047
	医療型児童発達支援事業を行なう施設	★児童指導員（注意2）	1048
		★保育士（注意3）	1049
		児童発達支援管理責任者	1050
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1051
	放課後等デイサービス事業を行なう施設	★指導員（注意1）	1052
		★児童指導員（注意2）	1053
		★保育士（注意3）	1054
		児童発達支援管理責任者	1055
		★障害福祉サービス経験者（注意4）	1056
	居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1057
		★訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）（注意1）	1058
		児童発達支援管理責任者	1059
	保育所等訪問支援事業を行なう施設	★訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）（注意1）	1060
		児童発達支援管理責任者	1061
障害児相談支援事業	相談支援専門員	1062	
乳児院	児童指導員	1063	
	保育士	1064	
	個別対応職員	1065	
	家庭支援専門相談員	1066	
	里親支援専門相談員	1067	
指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの	★児童指導員（注意2）	1068	
	★保育士（注意3）	1069	
児童自立生活援助事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている指導員	1070	
地域子育て支援拠点事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	1071	
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行なっている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	1072	

【その他】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
利用者支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	1101
児童デイサービス事業（障害児通園事業）	相談援助業務を行なっている職員（相談員）	1102
地域生活支援事業 障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	1103
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行なっている職員	1104
子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	1105
重症心身障害児（者）通園事業を行なっている施設	★児童指導員（注意2）	1106
	★保育士（注意3）	1107
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	1108
子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行なっている職員	1109
「医療的ケア児等とその家族への支援」を行なっている事業所	医療的ケア児等コーディネーター	1110

- (注意1) 「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- (注意2) 「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- (注意3) 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- (注意4) 「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業生等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

2. 高齢者分野

【介護保険法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
介護保険施設	指定介護老人福祉施設 生活相談員	2001
	指定介護老人福祉施設 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2002
		2003
	介護老人保健施設 支援相談員	2004
		2005
	介護医療院 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2006
指定介護療養型医療施設 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2007	
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行なう職員(注意5) (保健師、主任介護支援専門員等)	2008
指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行なう施設を含む	生活相談員	2009
	計画作成担当者	2010

指定通所介護を行なう施設 ・ 基準該当通所介護を行なう施設 ・ 指定地域密着型通所介護を行なう施設 ・ 指定介護予防通所介護を行なう施設 ・ 基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・ 第一号通所事業を行なう施設(注意6) ・ 指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・ 指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設を含む	生活相談員	2011
	生活指導員	2012
指定短期入所生活介護を行なう施設 ・ 基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・ 指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・ 基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設を含む	生活相談員	2013
	生活指導員	2014
指定通所リハビリテーションを行なう施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2015
指定短期入所療養介護を行なう施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2016
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なう施設	オペレーター	2017
指定夜間対応型訪問介護を行なう施設	オペレーションセンター従業者	2018
指定小規模多機能型居宅介護を行なう施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行なう施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2019
指定認知症対応型共同生活介護を行なう施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行なう施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2020
指定複合型サービスを行なう施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2021
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行なう施設	生活相談員	2022
	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2023
居宅介護支援事業を行なっている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2024
介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	2025
第一号介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	2026

(注意5) 「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

(注意6) 「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

【老人福祉法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
養護老人ホーム	生活相談員	2101
	生活指導員	2102
特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員	2103
	生活指導員	2104
軽費老人ホーム ・ 都市型軽費老人ホーム ・ 軽費老人ホーム(A型、B型) ・ ケアハウス を含む	生活相談員	2105
	生活指導員	2106

老人福祉センター (特A型、A型、B型)	相談・指導を行なう職員	2107
老人短期入所施設	生活相談員	2108
	生活指導員	2109
老人デイサービスセンター	生活相談員	2110
	生活指導員	2111
老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	相談援助業務を行なっている職員	2112
有料老人ホーム	生活相談員	2113

【その他】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行なっている相談員	2201
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	生活援助員	2202
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅 等において実施する事業	相談援助業務を行なっている生活援助員	2203
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行なっている職員	2204

3. 障害者分野

【身体障害者福祉法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	3001
	心理判定員	3002
	職能判定員	3003
	ケース・ワーカー	3004
身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター(A型、B型) ・在宅障害者デイサービス施設(身体障害者デイサービスセンター) ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	3005
点字図書館	相談援助業務を行なっている職員	3006

【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	3101
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	3102
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	3103
	心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	3104

【知的障害者福祉法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	3201
	心理判定員	3202
	職能判定員	3203
	ケース・ワーカー	3204

【障害者総合支援法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
障害者支援施設	★生活支援員(注意7)	3301
	就労支援員	3302
	サービス管理責任者	3303

地域活動支援センター		★指導員（注意7）	3304
福祉ホーム		管理人	3305
基幹相談支援センター		相談援助業務を行なっている職員	3306
身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	★生活支援員（注意7）	3307
		★生活指導員（注意7）	3308
	身体障害者療護施設	★生活支援員（注意7）	3309
		★生活指導員（注意7）	3310
	身体障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	★生活支援員（注意7）	3311
		★生活指導員（注意7）	3312
身体障害者福祉工場	★指導員（注意7）	3313	
精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	3314
		精神障害者社会復帰指導員	3315
	精神障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士	3316
		精神障害者社会復帰指導員	3317
	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	3318
精神障害者社会復帰指導員		3319	
精神障害者福祉ホーム	管理人	3320	
知的障害者援護施設	知的障害者更生施設 （入所、通所）	★生活支援員（注意7）	3321
		★生活指導員（注意7）	3322
	知的障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	★生活支援員（注意7）	3323
		★生活指導員（注意7）	3324
	知的障害者通勤寮	★生活支援員（注意7）	3325
★生活指導員（注意7）		3326	
障害福祉サービス事業	生活介護を行なう施設	★生活支援員（注意7）	3327
		サービス管理責任者	3328
	自立訓練を行なう施設 （機能訓練、生活訓練）	★生活支援員（注意7）	3329
		サービス管理責任者	3330
	就労移行支援を行なう施設 （認定就労移行支援を含む）	★生活支援員（注意7）	3331
		就労支援員	3332
		サービス管理責任者	3333
	就労継続支援を行なう施設 （A型、B型）	★生活支援員（注意7）	3334
		サービス管理責任者	3335
	就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員	3336
		サービス管理責任者	3337
	自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員	3338
		サービス管理責任者	3339
療養介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	3340	
短期入所を行なう施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員	3341	
重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	3342	
共同生活介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	3343	
共同生活援助を行なう施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホーム を含む	相談援助業務を行なっている職員	3344	

一般相談支援事業所	相談支援専門員	3345	
特定相談支援事業所	相談支援専門員	3346	
相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員	3347	
地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	3348
	日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	3349
	障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	3350

【のぞみの園法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行なっている指導員	3401
	相談援助業務を行なっているケースワーカー	3402

【発達障害者支援法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	3501
	就労支援を担当する職員	3502

(注意7) 「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

【障害者の雇用の促進等に関する法律】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	3601
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	3602
	職場適応援助者	3603
障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員	3604
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	3605
	就業支援担当者	3606
	主任職場定着支援担当者	3607
	生活支援担当職員	3608

【職業安定法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター	3701
	発達障害者雇用トータルサポーター	3702
	雇用トータルサポーター(大学等支援分)	3703

【その他】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている指導員	3801
聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行なっている職員	3802
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	3803
	地域移行推進員	3804
精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	3805
	地域移行推進員	3806
精神障害者アウトリーチ推進事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	3807
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	3808

第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者	3809
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者	3810

4. その他の分野

【地域保健法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	4001
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	4002
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	4003
	心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	4004

【医療法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行なっている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	4101
	退院後生活環境相談員	4102

【生活保護法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
救護施設	生活指導員	4201
更生施設	生活指導員	4202
授産施設	指導員 (作業指導員、職業指導員を除く)	4203
宿所提供施設	指導員 (作業指導員、職業指導員を除く)	4204
被保護者就労支援事業を行なっている事業所	就労支援員	4205
日常生活支援住居施設	生活支援員	4206
	生活支援提供責任者	4207

【生活困窮者自立支援法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
生活困窮者自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行なっている事業所	主任相談支援員	4301
	相談支援員	4302
	就労支援員	4303
	就労準備支援担当者	4304
	家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	4305

【社会福祉法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
福祉事務所	査察指導員（指導監督を行なう職員）	4401
	身体障害者福祉司（指導監督を行なう職員）	4402
	知的障害者福祉司（指導監督を行なう職員）	4403
	老人福祉指導主事（指導監督を行なう職員）	4404
	現業員・ケースワーカー	4405
	家庭児童福祉主事	4406
	家庭相談員	4407
	面接相談員	4408
	婦人相談員	4409
	母子・父子自立支援員、母子相談員	4410
	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	4411
	生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	4412
隣保館	相談援助業務を行なっている指導職員	4413
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	4414
	相談援助業務を行なっている職員 （主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）	4415
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	4416
	相談援助業務を行なっている職員 （主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）	4417

【売春防止法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
婦人相談所	相談指導員	4501
	判定員（心理・職能判定員）	4502
	婦人相談員	4503
婦人保護施設	入所者を指導する職員	4504

【母子保健法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	4601
産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	4602

【配偶者暴力防止法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
配偶者暴力相談支援センター	婦人相談員	4701

【母子及び父子並びに寡婦福祉法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行なう職員、母子相談員（母子の相談を行なう職員）	4801

【刑事収容施設法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
刑事施設	刑務官	4901
	法務教官	4902
	法務技官（心理）	4903
	福祉専門官	4904

【少年院法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
少年院	法務教官	5001
	法務技官（心理）	5002
	福祉専門官	5003

【少年鑑別所法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
少年鑑別所	法務教官	5101
	法務技官（心理）	5102

【更生保護法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
地方更生保護委員会	保護観察官	5201
	社会復帰調整官	5202
保護観察所	保護観察官	5203
	社会復帰調整官	5204

【更生保護事業法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
更生保護施設	補導主任	5301
	補導員	5302
	福祉職員	5303
	薬物専門職員	5304

【裁判所法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
家庭裁判所	家庭裁判所調査官	5401

【労働者災害補償保険法】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
労災特別介護施設	相談援助業務を行なっている指導員	5501

【難病の患者に対する医療等に関する法律】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
難病相談支援センター	難病相談支援員	5601

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行なっている職員	5701

【その他】

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	5801
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	5802
就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	5803
地域福祉センター	相談援助業務を行なっている職員	5804
就労支援事業を行なっている事業所 （自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業）	就労支援員	5805
	ひきこもり支援コーディネーター	5806
ひきこもり地域支援センター	その他相談援助業務を行なっている職員	5807
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行なっている職員	5808
ホームレス総合相談推進事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている相談員	5809
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	5810

東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	5811
被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	5812
自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	主任相談支援員	5813
	相談支援員	5814
	就労支援員	5815
	家計相談支援員	5816
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	5817
地域若者サポートステーション	相談援助業務を行なっている職員	5818
子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行なっている職員	5819
厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行なっている相談員 ※認定基準に該当しており、個別認定を希望される場合は、別途書類が必要となります。事前に本課程にご相談ください。	5820

5. 現在廃止事業の分野

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	6001
	生活指導員	6002
身体障害者福祉ホーム	管理人	6003
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	6004
	精神障害者社会復帰指導員	6005
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業） 〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行なっている職員	6006
精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	6007
知的障害者デイサービスセンター	指導員	6008
	生活指導員	6009
	相談援助業務を行なっている職員	6010
知的障害者福祉ホーム	管理人	6011
身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	6012

障害者デイサービスを行なう施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業） ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員	6013
経過的デイサービス事業を行なっている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業） 〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行なっている職員	6014
「障害者110番」運営事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	6015
知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	6016
高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅） 等において実施する事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）	生活援助員	6017
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	6018
ヴェトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行なっている指導員	6019
子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	6020
乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	6021
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行なっている相談員	6022
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行なっている相談員	6023
地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	6024